

## 令和元年度9月定例教育委員会会議

- 開催日時 令和元年 9月24日(火)  
午後 1時29分 ~ 午後 3時10分
- 開催場所 鹿嶋市役所 3階 302会議室
- 出席委員 教育長 川村 等  
教育長職務代理者 岡見 文彦  
委員 原 キミ  
委員 大槻 啓子  
委員 大崎 千帆
- 欠席委員 委員 信樂 哲
- 事務局出席者 教育委員会事務局部長 佐藤由起子  
教育委員会事務局次長 大須賀規幸  
教育委員会事務局次長兼国体推進担当参事 宮崎 正明  
総務就学課長 鈴木 欽章  
幼児教育課長 堤 芳隆  
教育センター所長 小室 富保  
教育指導担当参事兼課長 石津 光彦  
教育施設課 新井 敏  
社会教育課長 東峰由美子  
スポーツ推進課長 飯塚 俊行  
国体推進室長 山口 和範  
中央図書館長 飯塚 貴子  
中央公民館長 増田由紀子  
学校給食センター所長 野口 浩二  
総務就学課副参事 久保美由紀  
総務就学課主幹 石毛 千遥  
総務就学課主事 横田 友人

○ 議 事

1 議 案

- 公 開 議案第28号 鹿嶋市子ども・子育て支援法施行細則の制定について (幼児教育課)
- 公 開 議案第29号 鹿嶋市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について (幼児教育課)
- 公 開 議案第30号 鹿嶋市運動施設条例施行規則の一部を改正する規則について (スポーツ推進課)
- 公 開 議案第31号 鹿嶋市立公民館管理運営規則の一部を改正する規則について (社会教育課)
- 公 開 議案第32号 令和2年度鹿嶋市奨学生募集要項及び鹿嶋市奨学生推薦基準の制定について (総務就学課)

2 報告議案

- 公 開 報告第15号 議案に対する同意の専決について (総務就学課)
- 公 開 報告第16号 職員の人事(9月1日付け職員異動)について (総務就学課)

3 協議・報告事項

- 公 開 令和2年度鹿嶋市立幼稚園・認定こども園(1号認定)園児募集要項について (幼児教育課)
- 公 開 令和2年度鹿嶋市保育施設等園児募集概要について (幼児教育課)
- 公 開 鹿嶋勤労文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について (社会教育課)
- 公 開 鹿嶋市コミュニティセンター管理運営規則の一部を改正する規則について (社会教育課)

4 その他

- ・鹿嶋市教育委員会関係日程
- ・R1. 9. 8台風15号に伴う災害対応報告について
- ・いきいき茨城ゆめ国体について

○ 会議録

1 開 会

教育長から開会が宣言された。

2 議事録署名人の氏名

原 キミ委員が指名された。

### 3 議 案

議案第28号 鹿嶋市子ども・子育て支援法施行細則の制定について  
(幼児教育課) 子ども・子育て支援法及び関係法令に関する必要な事項を定める。

#### 【主な質疑・意見等】

(委員) 子ども・子育て支援法施行細則第4条の文言でもあるが、最近幼児虐待や、児童虐待が問題になっているがどうしてもっと早く関連機関が連携して子ども達を救うことが出来なかったのだろうかといつも思う。  
虐待する恐れがあると分かった状態で、子どもを幼稚園、保育園等で優先的に預かるだけでは、最終的には親元に帰してしまうので、リスクーだと感じた。  
虐待する恐れを認知した時点で、児童相談所等に連絡して対応しなくてはいけない中で、優先的に保育を行うということ、市の保育園や幼稚園で預かるということは、その子を救うことにはならないのではないかと疑問に思ったのだが、この規定はどのような意味があるのか。

(幼児教育課) 児童虐待の恐れがある場合はケースごとに児童相談所と連携をとっている。虐待については基準を掲げており、ケースに基づき、どうすればいいか話し合いながら進めている。

(次長) 虐待を受けた子どもを援護する施設に、適切に保護することが最終的に子どもを虐待から守ることであり、その子ども達が潜在することなく社会的に外に出てこれて、隠されないように保育所で預かるという規定である。  
最悪な状況にならないために細心の注意を心がけ、幼稚園、保育園等の子どもの安全を確認しつつ、親の虐待によって子どもが家の中に隠されないように、注意を払う必要がある。 そのための規定である。

(委員) 関連機関の対応が後手になってしまい、確認がよくで

きていないにも関わらず親の元に帰してしまっているため、気を付けて対応をお願いしたい。

(教育長) 虐待の解消法として預かるわけではなく、最初の部分を捕まえるために、預かったうえで判断をして、児童相談所などと協力していくということ。

(委員) この優先保育の基準はあくまで鹿嶋市独自で決めたのではなく、国や県で定めた支援法のフレームがあって定めているのだと思うが、どのようになっているか。

(幼児教育課) 市独自というよりは、ガイドラインがあり、ガイドラインに準じて設定している。

※議案第28号については、原案どおり可決された。

議案第29号 鹿嶋市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について  
(幼児教育課) 令和元年10月からの幼児教育無償化に伴い、保育料を無償と改正し、徴収や督促に関する規定を削除する。

【主な質疑・意見等】

特になし。

※議案第29号については、原案どおり可決された。

議案第30号 鹿嶋市運動施設条例施行規則の一部を改正する規則について  
(スポーツ推進課) 令和元年10月1日からの消費税10%導入に伴い、使用料の改定を行い、その他文言について整理する。

【主な質疑・意見等】

特になし。

※議案第30号については、原案どおり可決された。

議案第31号 鹿嶋市立公民館管理運営規則の一部を改正する規則に

について  
(中央公民館) 令和元年10月1日からの消費税10%導入に伴い、  
使用料を改定する。

**【主な質疑・意見等】**

(委員) 陶芸用電気窯は全ての公民館に設置しているのか。

(中央公民館) 豊津公民館，平井公民館，大野公民館にのみ陶芸用電  
気窯があり，中央公民館には設置してない。

(委員) どのぐらいの頻度で使用されているのか。

(中央公民館) どの公民館も月に1回は使用している。

※議案第31号については，原案どおり可決された。

・議案第32号 令和2年度鹿嶋市奨学生募集要項及び鹿嶋市奨学生推  
(総務就学課) 薦基準の制定について

**【主な質疑・意見等】**

(委員) 奨学生を最初に決定する時は，在学証明書の提出で正  
式に決定するが，借りて2年目や3年目とか途中で中  
退している場合は，どのように確認するか。  
毎年，在学証明書の提出を求めるのか。

(総務就学課) 毎年，在学証明書をもって確認をしている。  
また退学している方については本人からの申し出によ  
り貸与を停止している。

(委員) 毎年，在学証明書の提出が必要だということは，本人  
にどの時点で提出するよう伝えているのか

(総務就学課) 5月の教育委員会会議にて正式に決定してから本人に  
決定通知を送っている。その後手続きがあるため，そ  
の際に毎年在学証明書の提出が必要だということを伝  
えている。

- (教育長) 在学証明書は、現況確認のためにもらっているということか。
- (総務就学課) 2年目以降は現況確認のためにもらっている。  
現在は口頭のみでの説明になっているため、要項等に何らかの形で表記していきたいと考えている。
- (委員) 無利子の奨学金ということで、返還において苦慮されている方はいるか。
- (総務就学課) 返還者は現在179名おり、その内の9名は職員による滞納整理を行っている。滞納者からは、少しずつ返していくという意思があることを確認している。
- (教育長) 育英会と比べて返還率は高い。
- (委員) 学力の推薦基準について、何か根拠はあるのか。
- (総務就学課) 他の項目もそうだが、県の奨学金制度に準じて、学力の基準を設けている。

※議案第32号については、原案どおり可決された。

#### 4 報告議案

- 報告第15号 議案に対する同意の専決について  
(総務就学課) 令和元年度第3回鹿嶋市議会定例会議案の中で、教育委員会に関する部分について同意をする。

**【主な質疑・意見等】**

特になし。

※報告第15号については、原案どおり承認された。

- 報告第16号 職員の人事（9月1日付け職員異動）について  
(総務就学課) 9月1日付け、鹿嶋市職員の人事異動を報告する。

**【主な質疑・意見等】**

- (委員) 年度途中の配置であるが、どのクラスに配置となるの

か。

また、この方は新卒なのか、それとも他で経験を積まれた方なのか。

(幼児教育課) 採用される前に、保育の業務に従事しているので経験を積まれた方である。  
担当については、4歳児のクラスを担当してもらう。

(総務就学課) 大船津保育園に勤務していた経歴がある。  
任期付職員については、現在も空きがあり、随時募集をかけていたところ、応募があり、試験の結果、採用となった。

※報告第16号については、原案どおり承認された。

#### 4 協議・報告事項

- ・令和2年度鹿嶋市立幼稚園・認定こども園（1号認定）園児募集要項について (幼児教育課)
- ・令和2年度鹿嶋市保育施設等園児募集概要について (幼児教育課)

#### 【主な質疑・意見等】

(委員) 募集要項の5番に記載されている面接は、保護者と子どもの両方に対して行うのか、それとも子どもだけに行うのか。

また、面接の狙いとしては、園児が適切な集団行動ができることの確認のために行うのか。

(総務就学課) 面接は、保護者と子ども一緒に行う。  
面接の目的としては、入園以降特別な支援を要するかどうかを園長先生や園の先生が判断するために行うものであり、面接の対応が悪かったからといって入園を断ったことはない。応募人数が定員を超えてしまった場合は、抽選で入園の有無を決めることもあるが、面接は抽選後に行うので、面接をして、その後の加配の先生方の人数を決めるために行っている。

(委員) この募集概要内に、掲載されていない私立の保育施設が

あるがなぜか。

(幼児教育課) 掲載がないものについては、私立の認定こども園である。それらの園は、各園で募集をかけており、受付も各園で行う。

(委員) 認定こども園になって行政からの支援はあるのか。

(幼児教育課) 夏頃、私立の認定こども園を含めた各園から要望を受付けるのだが。要望としては保育士の確保に係る要望が多く、保育士の居住に関する補助金についての要望もあり、人員確保に関する要望が中心となる。また、制度の変更等もあるため、各経営者を集めて、年に1回～2回程度、制度の説明会を実施してほしいとの要望もある。園児の募集については、各園で行っており、現時点での要望はない。

(委員) 私立の園と一緒に募集を行うところと、行わないところは何が違うのか。

(次長) 子ども子育て支援制度が始まる前から私立幼稚園については各園に任せていた。認定こども園となった現在も各園で募集している。保育園については、市役所で保育が必要な子どもの判定をするため市が一括で市立と同時に募集を行う。

(教育長) 私立認定こども園の人数については市で調整は出来ないのか。

(幼児教育課) 募集については各園に任せているが、園児の人数を市全体の園で調整しないと待機児童が出てきてしまうため、人数の調整も市で行う。保育園については委託事業として市が委託をしていたという経緯があり、募集も一斉受付で市が行い、保育料に関しても市が設定をし、徴収をしている。認定こども園は、自分達で料金を徴収し、募集に関しても自



分達で行うという基本的な考えのもと、このような形式をとっている。

(教育長)  ただし、人数の調整は受け入れができないというような状況にならないように市が担当する。

(委員)  市が管理している保育施設と独自で募集を行う私立の保育施設の受付は同時期に行うのか、それとも各施設バラバラで受付を行うのか。

(幼児教育課)  募集は同時期に行い、年明けに送る入園通知に間に合うよう園の決定を行う。

(教育長)  この募集概要では、各園の募集園児数のお知らせはしないのか。たとえばクラスの定員が50人に対し現在30人の園児が在籍しているとして、残りの20人を募集するようなことは市から周知しなくてもいいのか。

(幼児教育課)  流れとしては、第1希望から第3希望まで選んでいたが、第1希望から埋めていくが、実際、職員の確保状況がはっきりしない中、募集人数を先出するのが難しいところがある。

・鹿嶋勤労文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

・鹿嶋市コミュニティセンター管理運営規則の一部を改正する規則について

## 5 その他

・R1. 9. 8台風15号に伴う災害対応報告について

・いきいき茨城ゆめ国体について

(委員)  カシマサッカースタジアムの駐車場は駅の西側にある駐車場を使用するのか。

(スポーツ推進課)  各会場で駐車場を用意しており、カシマサッカースタジアムは正面側とスポーツセンターの駐車場も無料で開放する。

- (委員) 中学生のうまかつフェスタはどこで行うのか。
- (スポーツ推進課) 5つの競技会場で期間中は毎日行う。
- (教育長) 各会場の中学校の割り当てはあるのか。
- (スポーツ推進課) 清真学園含め、各会場ごとに割り当てをしている。
- (教育長) 後で構わないので、一覧をいただきたい。

・鹿嶋市教育委員会関係日程

6 閉 会

教育長から閉会が宣言された。